

エコリフォームプラン『オールマイティ』

大垣西濃信用金庫
(平成28年 1月12日現在)

1. 商品名	エコリフォームプラン『オールマイティ』
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時満年齢 20 歳以上、完済時 75 歳以下の方 ・ 安定継続した収入のある方 ・ 1 年以上同一勤務先に勤務している方または 1 年以上同一事業を営んでいる方 ・ 増改築を施す居宅をご本人又はその家族が所有・共有する方 ・ 融資金額 500 万円以上については団体信用生命保険の適用者とする。但し当金庫の住宅ローン利用者で既に団体信用生命保険に加入している方は、このローンにおいては団体信用生命保険付保を条件としない。 ・ 当金庫の会員となれる方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 <p>(地区内の住所地は、目次の下段に表示しておりますのでご参照ください) 上記条件①②のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。なお、会員となっただけでなく、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ①居宅のリフォーム工事費用 ②エクステリア工事費用 (門・外壁・造園を含む) ③大型家具・家電購入費用 ④新規住宅への引越費用 ⑤居宅の取得に必要な諸費用 (登記費用・不動産所得税・仲介手数料など) 但し、住宅ローンの保証料及び事業性に係る工事費用は対象外とします。 ⑥今回のリフォーム資金及びそれと同時に行なう居宅の住宅資金の借換資金 但し、居宅の住宅資金の借換は、本件借換により債務がすべて完済することを条件とします。 ⑦エコリフォーム資金…①太陽光発電設備工事 ②オール電化リフォーム資金 ③ガス発電 ④エコポイント対象工事⑤その他、省エネルギー住宅工事 ⑧上記、①②③④⑦を含めたリフォームローン残債務の借換資金 ⑨空家解体関連資金…解体費用、防犯・防災上の設備費用
4. ご融資金額	10万円以上1,500万円以内 (1万円単位) 但し、⑨空家解体関連資金は10万円以上500万円以内 (1万円単位)
5. ご利用期間	6ヶ月以上15年以内 (6ヵ月単位) 但し、⑨空家解体関連資金は6ヵ月以上10年以内 (6ヵ月単位)
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・ 金利引下げプラン 取引項目から4項目優遇 1.4%
7. ご返済方法	毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の30%までとします。
8. 保証人・担保	(株)セディナの保証をご利用いただきますので原則必要ありません。 但し、保証会社が必要と認めた場合及び団体信用生命保険非適格者の場合は、保証委託契約締結時に連帯保証人が必要となります。
9. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料は不要です。 ・ 保証料は、ご融資利率に含まれます。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 リスク統括部 郵便番号：501-0292 住 所：岐阜県瑞穂市馬場光町1丁目117番地 ・ お問い合わせ先 (平日営業日のみ 9:00~17:00)

<p>10. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>フリーダイヤル：０１２０－１６７－５０６ 携帯電話・PHSからは ０５８－３２７－８４０２（通話料有料） FAX：０５８－３２７－６４１０ Eメール：ogakiseino-sb@ninus.ocn.ne.jp ・受付媒体：電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にリスク統括部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>11. その他</p>	<p>お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</p> <p>また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください。</p>